

四日市市茶室条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第22号

四日市市茶室条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市茶室条例施行規則（平成17年四日市市規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第3条 茶室の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは、その<u>日後においてその日に最も近い平日(土曜日、日曜日及び休日でない日をいう。)</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 茶室の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは、その<u>翌日</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p>

改正後		
別表(第9条関係)		
区分	単位	利用料の額(円)
茶道具	1回1式	<u>1,100</u>
備考 (略)		

改正前

別表（第9条関係）

区分	単位	利用料の額（円）
茶道具	1回1式	<u>1,080</u>

備考（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の四日市市茶室条例施行規則別表の規定は、平成31年10月1日日以後に行う使用許可に係る利用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料については、なお従前の例による。

（市民文化部文化振興課）